

ねこを飼っている方へのお願い

「野良ねこが敷地内で子ねこを産んだので捕まえてほしい」「畑を荒らし、悪臭がして迷惑だ」「ねこの発情で鳴き声がうるさい」等、あまり知られていないかもしれませんが、保健所には、ねこに関する苦情・相談がひっきりなしに寄せられています。そのほとんどは、所有者の不明なねこ(いわゆる野良ねこ)にまつわる問題です。

そこで、そのようなねこがなぜ増えていくのかをまず考えてみて下さい。

大きな要因としては、飼いねこが捨てられたケース、または避妊去勢していない飼いねこが自由に屋外を歩き交い繁殖していることが考えられます。したがって、所有者の不明なねこの問題のもとをたどれば、飼い主の飼養のあり方に少なからず行き当たるのです。

2010年2月、環境省は「[住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン](#)」を策定しました。飼い主の心構えや犬ねこを飼うときの注意事項を踏まえ、あらためて適切な飼育方法を啓発しています。

保健所に引取られたねこは、最終的には大半が殺処分されているのが現実です。飼い主一人ひとりが適正な飼育を心掛け、所有者の不明なねこを少しでも減らすことができれば、不幸なねこを増やさずに、周辺環境への悪影響をも軽減することにつながります。

そのためにも、ねこを飼っている方に守っていただきたいことが4つあります。

- 1 避妊・去勢手術を受けさせてください。
- 2 家の中で飼うようにしてください。
- 3 最後まで大切に飼ってください。
- 4 身元の表示をしてください。

1. 避妊・去勢手術をうけさせてください。

避妊・去勢手術は1回の処置さえ済ませてしまえば、以後、望まれない命を生み出すことはなく、もっとも効果的な繁殖制限措置と言えます。さらには、ホルモンの影響や繁殖時のストレス軽減が図れるため、**ねこ自身の健康面や行動面にも様々なメリット**(表 1)が期待できます。

表 1 避妊・去勢手術を行うメリット

環境省「子犬と子猫の適正譲渡ガイド」より抜粋

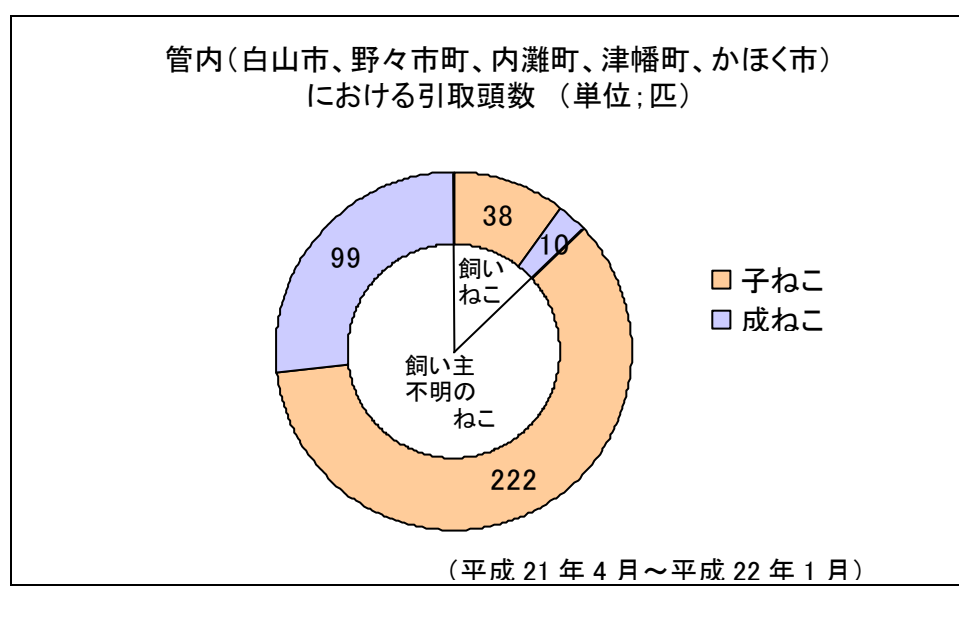
	オス(去勢手術)	メス(不妊手術)
メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・前立腺の病気、精巣や肛門周辺の腫瘍などの予防になる。 ・性的欲求によるストレスから解放される。 ・スプレー行動*、ほかのオスへの攻撃性が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮の病気や乳がんの予防になる。 ・発情期のわずらわしさとともにストレスがなくなる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスと多くの病気が軽減されることにより、健康に長生きできる確立が高くなる。 ・発情期のストレスや、発情に関連した問題行動が減少することによって、外出の制約がなくなる。 	
デ メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・肥満になりやすい <p>これは体質の変化ではなく、発情や性衝動に関するストレスがなくなることで、基礎的な消費カロリーが減るためである。場合によっては、食餌量を減らしたり、カロリーの低いフードに変える必要がある。ただし、成猫になると、手術の有無にかかわらず運動量が減り、肥満傾向が出てくるので、日ごろからバランスのいい食餌と、適度な運動は必要である。</p>	

* スプレー行動:ねこの本能的な行動のひとつ。縄張りの見回りなどで、尿をふりかけて自分の印をつけるにおい付け行動。

(豆ねこ知識)

ねこはとても繁殖能力の高い動物です。生後1年も経たずに出産可能となり、交尾すれば、ほぼ100%妊娠します。年に2、3回出産することもあり、1回に4-8匹の子ねこが産まれるので、避妊・去勢をしないと1匹のねこがあっという間に何十匹にも増えてしまうのです。

保健所に引き取られるねこの70%は生後間もない子ねこです。(図1)



引き取られたねこに新しい飼い主が見つかる可能性は極めて低く、大半が殺処分されているのが現状です。

産まれる全ての命に責任が持てないのであれば避妊・去勢手術を受けさせてください。

2. 家の中で飼うようにしてください。

室内だけでねこを飼うのは可哀想という声をよく聞きます。確かに、ねこは家の外に出して飼うというイメージがあるかもしれませんが、しかし、ねこを外に出した場合、次のような問題が生じる危険性があります。

⚠ 周辺住民に迷惑をかける。

近所の敷地内にうんち・おしっこをしたり、車を傷つけたりして迷惑をかけ、トラブルになることがあります。地域には、ねこのことを好ましく思っていない人がいることを念頭に、周辺環境への配慮も忘れないようにしましょう。

⚠ 飼い主のいない子ねこが産まれる。

避妊・去勢手術をさせずに外出させると、外で交尾をして子ねこがたくさん産まれるかもしれません。保健所に引き取られるねこの多くが、こうして産まれた子ねこたちと思われます。

✳️ 交通事故に遭う。

交通事故によって死亡したねこが毎日のように収容されています。

✳️ ケンカなどによってケガをしたり、感染症にかかる。

適切な環境を整えてあげれば、ねこは家の中でも十分幸せに暮らすことができます。屋内で飼うほうがねこにとっては安全で、責任ある飼い方ができるのです。

3. 最後まで大切に飼ってください。

ねこも家族の一員として、終生飼養するという責任感と、命を預かるという自覚を持ちましょう。

もし、どうしても飼う事ができなくなった場合は、インターネットや情報誌などを利用して、できる限り譲渡先を探すようにしましょう。それでも譲渡先が見つからない場合は当所までご相談ください。

なお、ねこを遺棄した者は50万円以下の罰金に処されます。

(動物の愛護及び管理に関する法律 第44条第2項)

4. 身元の表示をしてください。

迷子になり、家に帰ることができなくなってしまうねこがたくさんいます。名札やマイクロチップなどの標識をつけるなどして飼い主の連絡先が分かるようにしておきましょう。

また、飼いねこが迷子になった時・迷いねこを保護した時は保健所に連絡をしてください。警察で保護されている場合もありますので、最寄の警察署にも連絡してください。

なお、保健所では、失踪、保護の情報のみ受け付けし、捕獲・保護は行っていません。